

公 示

動力車操縦者運転免許試験の合格者について	… 2
動力車操縦者運転免許試験の施行について	… 3
タクシー事業の運賃及び料金認可申請事案	… 6
自動車整備事業者の聴聞について	… 7
自動車整備事業者の処分について	… 8

公 示

平成23年度第1回動力車操縦者運転免許試験の合格者について

平成23年度第1回動力車操縦者運転免許試験の合格者は次のとおりである。

平成23年12月16日

関東運輸局長

神谷俊広

免許の種類	受験番号
甲種電気車	23102
甲種内燃車	23103、 23104、 23105、 23106、 23110、 23111、 23112、 23113

以上

公 示

平成23年度第2回動力車操縦者試験の施行について

動力車操縦者運転免許に関する省令（昭和31年運輸省令第43号、以下「省令」という。）第10条第2項の規定により、平成23年度第2回動力車操縦者試験について、下記のとおり公示する。

平成23年12月22日

関東運輸局長
神谷俊広

記

1. 試験を行う運転免許の種類

- (1) 身体検査、適性検査及び筆記試験
甲種電気車運転免許、甲種内燃車運転免許
- (2) 技能試験
甲種電気車運転免許、甲種内燃車運転免許

2. 試験の施行及び期日

- (1) 身体検査
省令第8条の2による別表2の上欄に掲げる項目について医師の診断書を運転免許申請書とともに提出し、その診断書により検査する。
(2) 筆記試験及び(3) 適性検査の試験は、身体検査の試験に合格した者に対してこれを行う。
- (2) 筆記試験
平成24年 3月8日（木） 9時45分
- (3) 適性検査
平成24年 3月8日（木） 13時40分
- (4) 技能試験
技能試験は、身体検査、適性検査及び筆記試験に合格した者に対し、所属する事業者を通じて、期日を通知する。

3. 試験施行の場所

(1) 筆記試験及び適性検査

関東運輸局

神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎

(2) 技能試験

技能試験は受験者が所属する事業者において実施する。具体的な線区等については、身体検査、適性検査及び筆記試験を合格した者に対し、所属事業者を通じて別途通知する。

4. 受験の際の携行品及びその他注意事項

(1) 受験票及び筆記用具を持参すること。なお、HBの鉛筆は必ず持参すること。

(2) 矯正眼鏡が必要な者にあつては、矯正眼鏡を持参すること。

5. 運転免許申請書受付期間

平成24年 1月 6日(金)～平成24年 2月 6日(月)

月～金(祝祭日を除く) 9:30～18:15

6. 運転免許申請書及び同申請書に添付すべき書類等

(1) 提出書類

ア. 省令第5条第3項に定める第1号の2様式による申請書1通

イ. 戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し(外国人にあつては、国籍、氏名、生年月日及び性別を証する本国領事官の証明書。但し、本国領事官の証明書を提出できない者にあつては、権限ある機関が発行するこれらの事項を証明する書類)1通

ウ. 申請前6ヶ月以内に撮影した申請者の写真3枚

(注) 写真は無帽、正面、上3分身、無背景の縦3.5cm、横2.5cmの大きさのものを3枚で、必ず裏面に氏名、生年月日及び所属事業者を記載すること。

エ. 省令第9条第1項の規定により試験の一部又は全部の免除を受けようとする者は、免除を受けることができることを証明する書類

オ. 身体検査を必要とする者は、省令第8条の2の規定による別表2の上欄に掲げる項目についての医師の診断書

(2) 申請書類提出先

関東運輸局鉄道部安全指導課

神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎17階

電話番号 045-211-7240

7. 合格基準

(1) 身体検査

省令第8条の2に定める別表2の上欄に掲げる項目について行い、その合格基準は、同表の下欄に掲げるとおりとする。

(2) 適性検査

クレペリン検査及び反応速度検査により実施する。なお、合格点は、クレペリン検査をa、a'、a'～a'f、a'f、a'f～Fa、b、b'、b'fとし、反応速度検査については正答数の評点3以上、誤答数の評点3以上とする。

(3) 筆記試験

動力車の操縦に関する法令に係る科目を10問題200点満点とし120点以上、動力車の構造及び機能に関する科目並びに安全に関する基本的事項及び運転理論に関する科目を併せて10問題200点満点とし120点以上を合格点とする。

(4) 技能試験

省令第8条の5に定める事項について実施し、各事項毎に100点満点とし60点以上を合格点とする。

8. その他

試験に関する詳細については、別途、受験者の所属する事業者あて通知する。

9. 技能試験において使用する車両等

- (1) 受験者が所属する事業者（その事業者が同意した場合は受験者が所属する事業者以外の事業者であっても可）は、運転免許申請書を提出した運輸局の管内において、受けようとする運転免許の種類別の技能試験に必要な鉄道施設又は軌道施設及び車両（鉄道事業法による許可を受けた鉄道事業に使用するもの又は軌道法による特許を受けた運輸事業に使用するものに限る。）並びに運輸局が別途指示するものを自己の負担において準備すること。これらが準備できない場合は、技能試験を実施しない。この場合であっても運転免許手数料は返還しない。
- (2) 技能試験中の安全確保は、上記（1）の車両等を準備した事業者が行うこと。

10. 運転免許手数料

- (1) 運転免許手数料は省令第22条に定めるとおりであり、運転免許手数料の額に相当する収入印紙を運転免許申請書に貼付し、又は電子情報処理組織を使用して納付すること。
収入印紙により納付する場合、収入印紙は消印しないこと。
- (2) 運転免許申請書を受理した後は、運転免許手数料は返還しない。

11. 合格者の発表方法

合格者の発表は、技能試験の合格者に対して、連絡することにより行う。

12. その他

試験に関する問い合わせ先 関東運輸局鉄道部安全指導課

電話番号 045-211-7240

月～金（祝祭日を除く） 9：30～18：15

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

平成24年1月5日 関東運輸局長 神谷 俊広

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

11B 39号 有限会社 ミユキ商事

1. 平成23年12月19日
2. 群馬県A地区
3. 運賃及び料金設定認可申請の概要

下記の時間制運賃について、加算時間を15分に短縮する。

- (ア) 特定大型車 D運賃
- (イ) 大型車 D運賃
- (ウ) 普通車 D運賃
- (エ) 小型車 D運賃

公 示

道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づき、下記により聴聞を実施する。

記

1. 件 名
道路運送車両法第93条、同法第94条の4第4項及び同法第94条の8第1項の規定による処分について
2. 事業者の氏名又は名称及び住所
つくばね石油株式会社
代表取締役 赤城 輝信
茨城県つくば市大字大貫205番地
3. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号
つくばね石油株式会社 整備工場
茨城県つくば市倉掛1399番地1号
認証番号 第5-3535号
指定番号 関東指第5-1151号
4. 自動車検査員の氏名
飯島 薫
5. 期 日
平成24年 1月25日(水) 13時30分
6. 場 所
関東運輸局 共用D会議室
神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地
横浜第2合同庁舎 2階
7. 理 由
道路運送車両法第91条第2項、同法第94条の5第1項、同第4項及び同法第94条の6第1項の規定違反

平成23年12月20日

関東運輸局長
神谷俊広

公 示

道路運送車両法第93条、同法第94条の4第4項及び同法第94条の8第1項の規定に基づき、自動車分解整備事業者及び指定自動車整備事業者に対し、下記のとおり処分を実施する。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所

京浜自動車協業組合
代表理事 池田 清文
東京都大田区京浜島3丁目3番10号

2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

京浜自動車協業組合
東京都大田区京浜島3丁目3番10号
認証番号 第1-6887号
指定番号 東指第1-1556号

3. 処分の内容

(1) 自動車分解整備事業の停止命令

停止期間	平成24年	1月	4日	から	
	平成24年	1月	13日	まで	10日間

(2) 保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の停止命令

停止期間	平成24年	1月	4日	から	
	平成24年	2月	7日	まで	35日間

4. 処分の理由

道路運送車両法第94条の5、同法第94条の5第1項、同第4項及び同法第94条の10の規定違反

平成23年12月14日

関東運輸局長
神谷俊広

公 示

道路運送車両法第93条の規定に基づき、自動車分解整備事業者に対し、下記のとおり処分を実施する。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所

北自動車整備協同組合
代表理事 樽林 一雄
東京都足立区入谷9丁目20番2号

2. 事業場の名称、所在地及び認証番号

北自動車整備協同組合
東京都足立区入谷9丁目20番2号
認証番号 第1-9251号

3. 処分の内容

自動車分解整備事業の停止命令
停止期間 平成24年 1月 4日 から
平成24年 2月 2日 まで 30日間

4. 処分の理由

道路運送車両法第49条第1項及び同法第91条の3の規定違反

平成23年12月16日

関東運輸局長
神谷俊広

公 示

道路運送車両法第94条の8第1項の規定に基づき、指定自動車整備事業者に対し、下記のとおり処分を実施する。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所

関東三菱自動車販売株式会社
代表取締役 荻田 敬三
東京都目黒区鷹番一丁目4番7号

2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

関東三菱自動車販売株式会社 土浦店
茨城県土浦市並木5丁目5478番地の1
認証番号 第5-362号
指定番号 関東指第5-1207号

3. 処分の内容

保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の停止命令

停止期間	平成24年	1月	4日	から	
	平成24年	2月	17日	まで	45日間

4. 処分の理由

道路運送車両法第94条の5第1項、同第4項及び同第5項の規定違反

平成23年12月16日

関東運輸局長
神谷俊広

公 示

道路運送車両法第93条の規定に基づき、自動車分解整備事業者に対し、下記のとおり処分を実施する。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所

横浜日野自動車株式会社
代表取締役 小林 章二
神奈川県横浜市瀬谷区北町36番地30

2. 事業場の名称、所在地及び認証番号

横浜日野自動車株式会社 厚木工場
神奈川県伊勢原市歌川1丁目1番地の1
認証番号 第2-3098号

3. 処分の内容

自動車分解整備事業の停止命令
停止期間 平成24年 1月 8日 から
平成24年 1月27日 まで 20日間

4. 処分の理由

道路運送車両法第90条の規定違反

平成23年12月20日

関東運輸局長
神谷俊広